

# 第6回 ADR法に関する検討会 議事録

- 第1 日 時 平成25年9月25日(水) 自 午前10時02分  
至 午前11時40分
- 第2 場 所 法務省第1会議室
- 第3 出席者 伊藤座長, 植垣委員, 丹野委員, 道垣内委員, 林委員, 藤井委員, 森委員,  
山本委員, 渡部委員
- 第4 議 題 認証紛争解決事業者に対するヒアリングの結果について  
今後の議論の進め方について  
個別の論点について
- 第5 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○飯島課長 それでは、定刻を少し過ぎたところでございますので、第6回ADR法に関する検討会を開会させていただきたいと思っております。

会議に先立ちまして、人事異動等によりまして、事務局メンバーの交代があったところでございます。御紹介させていただきます。

鈴木司法法制部参事官でございます。

○鈴木参事官 高松参事官の後任として司法法制部参事官に着任いたしました鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島課長 徳井部付でございます。

○徳井部付 部付の徳井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島課長 梶山部付でございます。

○梶山部付 梶山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島課長 では、伊藤座長、よろしくお願ひいたします。

○伊藤座長 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速、議事に入りたくと存じます。

初めに、これまで3回にわたって実施いたしました認証紛争解決事業者等に対するヒアリングにつきまして、事務局におきまして結果を取りまとめましたので、その説明をお願ひいたします。

○鈴木参事官 それでは、私、鈴木の方から御説明いたします。

お手元の資料1の「ヒアリング結果概要」を御覧ください。

本検討会では、第3回から第5回までの3回にわたりまして、認証ADR事業者からのヒアリングを実施いたしました。この結果概要は、ヒアリング実施に当たりまして御議論いただいたヒアリング事項の項目に沿った形で、ヒアリング結果の概要をまとめたものです。

また、第3回検討会においては、一般社団法人日本ADR協会の実施したアンケート結果や提言について、東京大学の垣内教授からヒアリングを行っておりますので、13ページにはその結果も掲載しております。

それでは、ヒアリング結果の概要につきまして若干御説明をさせていただきます。

まず、「1 認証ADRの手続の実際について」の「(1) 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案」についての紹介につきましては、省略をさせていただきます。

「(2) 相談の受付状況、相談からADR手続への流れ」につきまして、多くの事業者においては、認証ADR自体、又は関連団体において相談を実施しており、かなりの件数の相談を受け付けていることがうかがわれます。

次に、「(3) 申立てが簡易にできるようにするための工夫」につきまして、申立書のひな型を準備したり、申立書の記載が簡易なもので足りるものとしている事業者のほか、補助者による説明等を行っている事業者も見られました。

次に、「(4) 相手方の応諾を取り付けるための工夫」につきまして、多くの事業者におきまして、単に相手方に書類を送付するだけではなく、リーフレットや説明書などを同封したり、手紙や電話で説明をするなど工夫をしていることが紹介されました。

また、自動車PLや医事紛争研究会など、相手方がある程度限定されている事業者におい

ては、相手方となる自動車メーカー、販売店や医療機関などの理解を得るために、周知活動を行っているとのことでした。

次に、「(5) 和解の仲介手続における工夫」につきまして、手続実施者となる専門家の確保や手続の内容、進め方などについて、様々な工夫がされているところです。注目すべき取組としては、インターネット回線を利用したテレビ電話会議システムを利用するなどして、地方の利用者にも、利用しやすい方法を工夫しているという紹介がありました。

続きまして、「(6) 成立した和解の実効性を確保するための工夫」につきまして、可及的に合意が成立した日に履行をさせ、履行の問題が残らないようにさせたり、和解的仲裁合意を行ったり、即決和解や公正証書を利用しやすくするために、裁判所や公証役場と連携する、履行勧告を行うなどの工夫例が紹介されました。

また、いわゆる業界型の事業者等においては、そもそも不履行の問題がほとんどない、あるいはそれ以外の事業者においても履行の点に関する不満や報告がされたことはないなどという報告もありました。

次に、「(7) 当事者の負担する費用」につきまして、多くの事業者が比較的低額の利用料を定めており、無料としている事業者もありました。

次に、「(8) 守秘義務が問題となった事例」につきまして、ほとんどの事業者において具体的に問題となった事例はないとの実情が紹介されました。他方、税務署や警察、弁護士から記録の開示請求等を受けたという事例が数件報告されました。

次に、「(9) 代理人の選任状況」につきまして、事業者にもよりますが、ADRということもあり、代理人が付くケースは余り多くないという状況がうかがわれました。

また、代理人が選任された場合には、法的整理、争点整理がされるという利点があるとの指摘があった一方、当事者の感情的な部分が捨象されたり、当事者の意見が余り反映されず、和解が成立しない場合もあるなどのデメリットも指摘されております。

次に、「(10) ADR法上の特例の利用状況」につきましては、活発な利用状況等は特段確認されませんでした。

続きまして、「(11) 利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価」につきましては、ホームページや行政、相談機関からの紹介などが多いようであり、報道等で利用が増えたという実情も紹介されました。

また、いわゆる士業団体等においては、会員からの持ち込み案件が多数を占める事業者もあるとのことでした。

ADR手続等に対する評価としては、費用をかけずに短期間で解決できた、あるいは法律上の問題が整理されたなど高評価がある一方、一部ではありますが、手続実施者に対する不満等が表明された実情も紹介されております。

続きまして、「(12) 手続・結果概要の公表」につきましては、非公表や件数のみを公表している事業者もありましたが、利用者への広報や理解の促進等の観点から、積極的に公表している、あるいは公表を検討するという事業者も多数ありました。

次に、「2 認証ADRの利用促進について」の中の「(1) 広報、専門・得意分野のPR」につきまして、多くの事業者がポスター、リーフレット等の作成・配布や機関紙、マスコミ等での紹介を行っているほか、イベントの実施や相談機関等への説明などの取組を行っている例も紹介されました。

また、いわゆる士業団体において、会員への周知に力を入れている例も紹介されました。

次に、「(2) 他機関との連携」につきまして、当該事業者の母体、その他関係の深い団体等との連携のほか、相談機関や行政機関等との連携や講師派遣を行っている例なども紹介されました。

次に、「3 認証ADRの運用について」のうち、「(1) 組織・体制」につきましては省略をさせていただきます。

「(2) 財務状況」につきましては、様々な会費や寄附金、補助金や母体からの支出等により運営されている様子が紹介されております。

次に、「(3) 手続実施者等に対する研修等」につきましては、多くの事業者において、手続実施者に対する研修やその他職員に対する研修を実施している例が紹介されました。

次に、「4 認証ADRの認証・監督手続について」の項目のうち、「認証・監督に関し、特に負担となっている点の有無、内容等」につきましては、特に士業団体を中心といたしまして、兼業届を始めとする各種届出、報告の負担が重いという指摘がありました。

次に、「5 認証ADR制度の問題点について」の項目の「制度の改善を要すると考える点やその理由、具体的な事例等」につきましては、時効の中断について要件が明確でない、あるいはかいけつサポートの周知を積極的に徹底してやってほしい、さらに、証言拒絶権、守秘義務の法定化を求める意見が見られました。他方、ADR法は現状のままでよい、認証を受けたことにより手続が硬くなり、ADR本来の手続がミニ訴訟化してきた面もあるなどとの指摘もありました。

続きまして、「6 その他関連事項」につきましては、利用者の動機付け等の観点等から執行力を希望する意見がある一方、一律の執行力付与による弊害を危惧する意見もありました。また、財政支援についての要望等も出されております。

次に、「7 日本ADR協会からの提言」につきましては、第3回検討会の資料にもなっているところですが、ADRと裁判手続の観点やADRの担い手の資質の向上、他機関との連携等、様々な観点から御指摘をいただいているところでございます。

以上、簡単ではありますが、ヒアリング結果概要について御説明させていただきました。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの鈴木参事官からの説明に対しまして、何か御質問、あるいは御意見があれば、御遠慮なくお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、要旨の紹介がありましたヒアリングの結果を踏まえまして、当検討会において今後どのような内容を議論すべきか、これについて協議をお願いしたいと思います。

そこで、まず事務局から「論点整理(案)」についての説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 お手元の資料2、「論点整理(案)」について御説明をさせていただきます。

この「論点整理(案)」につきましては、これまで本検討会の委員の皆様からいただいた御意見やその後実施したヒアリング結果のほか、日本ADR協会の提言その他の御意見や立法当時の議論の経過などを踏まえまして、座長に適宜お諮りしながら事務局の方で取りあえずのたたき台として作成したものです。本日、委員の皆様にご議論いただいた上で、今後の検討会において、この「論点整理(案)」を検討対象とすることについてお諮りした上で、これに沿って今後の御議論を進めていきたいと考えております。

この「論点整理(案)」は、三つの項目からなっております。

一つ目は、「認証ADRの魅力を高めるための施策」、二つ目は、「認証ADRを利用しやすくするための施策」、三つ目は、「認証ADRの基盤強化、監督関係その他」という項目でして、それぞれの項目ごとに関係する論点を整理しております。実際の御議論に当たりますと、議論の流れや時間の関係もありますので、必ずしもこの「論点整理(案)」のとおりにはいかない場合もあるとは思いますが、議論全体のロードマップと考えていただければ幸いです。

それでは、中身の方の説明に入らせていただきます。

まず、「1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の中の「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」でございます。この点、各委員から事業者が専門、得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるという御意見をいただいております。また、ヒアリングにおきましても、いわゆる業界型の事業者を中心として、専門分野に特化したサービスを提供している例が紹介されております。さらに、紛争の分野にかかわらず、当該ADRならではの柔軟な対応や工夫についても紹介がされており、これらも当該ADRならではの特殊性とすることができると考えられます。

各事業者が自らの専門性・特殊性を意識し、これを明確化していくことが当該事業者、ひいては認証ADRの魅力を高める上で重要であると考えられますので、そのための方策も含めて検討すべきではないかというものでございます。

続きまして、「イ 認証ADRのさらなる拡充について」でございます。これまで様々な紛争の範囲を取り扱う多数の事業者が誕生しておりますが、認証ADRが存在しない業種や存在しても首都圏等、一部地域に限られるというものもございます。そこで、現在、認証ADRが存在していない業種や地域等への働き掛け等を行ってはいかがかというものでございます。

続きまして、「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」でございます。現行法下においても、各事業者において様々な工夫がされているところではございますが、さらに執行力の付与についても積極・消極、様々な意見があるところでございます。そこで、この点も含めて和解の実効性を確保するための方策について検討すべきではないかというものでございます。

次に、「エ 手続実施者等の質の向上」でございます。手続実施者の質の向上は、認証ADRに対する信頼性を向上させ、その魅力を高める上で重要であると考えられます。各事業者や日本ADR協会等において、様々な研修等が実施されているところでございますが、この点についても検討すべきではないかというものでございます。

次に、「オ 調停手続法の制定」でございます。本検討会では、これまで具体的な意見等は見られませんでした。従前から賛否両論の意見があり、ADR法制定時の国会審議においても言及されているところであります。

続きまして、「2 認証ADRを利用しやすくするための施策」の中の「ア 相談機関等との連携、広報」でございます。国による広報の在り方も含めて、潜在的な紛争解決のニーズをどのように吸い上げるのか、各種相談機関の相談をきっかけに、ADRを認知してもらう方策を検討すべきであるとの御指摘があったところでございます。ヒアリングにおきましても、相談機関や行政からの紹介がADR利用のきっかけとなったという例が紹介されているところであり、認証ADRを利用しやすくするため相談機関等とどのように連

携を図っていくのか、そのためにどのような方策が考えられるかなどについて検討すべきではないかというものでございます。

次に、「イ 法律扶助の活用」でございます。ADRにおける代理人の活用の是非自体については、御議論があり得るところではございますが、一定の種類の事件について、その必要性があり得ることも否定できないところであり、資力等の問題でADRの利用が阻害されることのないよう、法律扶助の活用についても検討すべきではないかというものでございます。

次に、「ウ 時効中断効」でございます。現行法上、時効中断効については、認証紛争解決手続における請求の時を基準として認められるものとされていますが、請求の特定等との関係で、申立時に時効中断が認められない事件もあると考えられることから、この点を気にすることなく、安心して認証ADRを利用するための方策について検討すべきではないかというものでございます。

続きまして、「3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」のうち、「関連機関との連携等」でございます。認証ADRの基盤を強化するために関連機関との連携、言わば横のつながりをどのようにすべきかというものでございます。関連機関としては、日本ADR協会等の業界団体や学会、相談機関等を挙げさせていただいておりますが、もちろん法務省はその後ろの関係省庁等に入っているところでございます。

次に、「イ 財政基盤の充実」でございます。財政基盤の充実については、各事業者からのヒアリングにおいても、財政援助の点を含め、様々な御意見をいただいているところでございますが、これを正当化する根拠や実現可能性等の点も含め、多様な観点から検討すべきではないかというものでございます。

次に、「ウ 守秘義務の法定」でございます。現行法下においても、認証ADR事業者は民事上の守秘義務を負っていると解されるところですが、さらに公法上の守秘義務を定めることの是非も含めて検討すべきではないかというものでございます。

次に、「エ 提出書類の合理化」でございます。ヒアリング結果概要でも御紹介させていただいたとおり、各事業者からも要望の強いところであり、合理化の是非及び範囲等について検討すべきではないかというものでございます。

「論点整理（案）」の御説明については以上のとおりです。限られた時間の中で論ずべき論点は多岐にわたりますが、充実した御議論をお願いできればと考えております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいま説明いただいた論点整理（案）、これをここで御承認いただくということになりますと、今後の議論はこれに沿って、それぞれの内容に関して協議をお願いすることになりますので、今の段階でほかにも取り上げるべき論点としてこういうものがあるのではないか、あるいは論点の内容として別の角度から見たほうがいいのではないかなど、御意見あるいは御質問でも結構ですので、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○藤井委員 まず、法律扶助の活用に関して論点が、これは3ページになるのでしょうか、載っているんですけども、ヒアリングの中でも若干質問させていただきましたが、必ずしもADRと法律扶助の関係をADR機関の方々が十分に認識しているわけではないという印象を受けました。

それで、現在、私は、法テラスの業務として情報提供業務あるいは民事法律扶助というのがあるんですが、どの程度ADR機関が情報提供として紹介されているのか、その結果、ADRが現実に民事法律扶助で使われているのかというのを全国的にデータの集計をしております。次回あるいは次々回に若干お時間をいただいて、そういうデータなども紹介させていただき、結論から言うと、必ずしも利用が十分ではないのですが、どういう原因があるのだろうか、ADRの利用促進をするためにはどんな対策を講ずることが必要なのかに関して、若干意見を述べさせていただければと思いますので、その点配慮していただければと思っています。

○伊藤座長 分かりました。法律扶助の活用について、藤井委員から、現状の御紹介を踏まえた御意見を次回、場合によっては次々回になるかもしれませんが、適切な折に御紹介いただけることについては皆さん方にも恐らく御異論はないかと思しますので、よろしければ是非そのようにお願いしたいと存じます。

○藤井委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 3点です。

第1点は、裁判所とADRの連携というか、関係のところ、これは前回、立法の際にも「付ADR」というような名称で議論がされたようではすけれども、適切な事件を裁判所からADRの方に、回すと言うとあれですけれども、当事者に対してADRの利用を勧奨するというようなことが考えられるのではないかということです。これは既に日本ADR協会の提言の一つとしてもあるところですし、諸外国のADRに関する法制などを見ても、そういうようなものが一つの中核的なADRの振興策として論じられているように思われます。

あるいは事務局の御意図としては、この整理の2ページの一番下の行で、「裁判所とADRとの連携の在り方等についても検討がされている。」という文言の中に、あるいはそういう趣旨が含まれているのかなという気もしたのではあります。これだけだと何のことかちょっとよく分からないような感じもしましたので、ここでそういう点も含めて議論していただくということであれば、別にこのペーパー自体はこれで構わないというふうに思うんですけれども、一応私の問題意識を申し上げさせていただきました。

それから、第2点ですけれども、地方公共団体の役割という点です。これについては、現在のADR法も4条の2項で、地方公共団体はADRについての情報提供、その他必要な措置を講ずるように努めなければならないという規定があるところでもありますけれども、これがどのように働いているのかというのは私自身十分に認識していません。最近、県庁とか、あるいは市役所の法律相談の窓口のようなところを幾つか伺う機会があって、そこには確かにADR法の法務省が作ったパンフレットは置かれているのですが、窓口の人は、一体それが何なのか、必ずしもよく認識できていないような部分もあったりしまして、もう少しそこを積極的に、やはり地方公共団体というのは、紛争の最初のアクセスポイントとして非常に重要な役割を担っているというふうに認識しております。もちろん消費生活センターとかにおいては、一定のエリアで紹介するということが行われていると思うんですが、その地方公共団体自体、もう少し積極的にコミットしてもら

うようなことを何か考える必要があるのではないかという問題意識を持っております。それもこの2ページの相談機関等の連携というところなのか、あるいは3ページのアの関連機関との連携等というところなのか分かりませんが、そういったあたりで少し論点としてお考えをいただければということです。

最後、第3点は、何か改正が必要かということについては、私自身は必ずしも意見はないのですけれども、弁護士の関与の仕方です。取り分け認証要件の中の弁護士の助言の問題ですね。これにつきましては、いろいろところでADR法の改正が論じられるときには、そういう、もう少し弁護士の関与というものを緩和すべきではないかというような意見を伺うことがあるわけです。今回のヒアリングでは必ずしもそれほど大きな声としては出なかったようにも思いますけれども、若干自動車PLとかから、そういうような意見も出たように思うのですけれども、これは立法したとき以来の、弁護士法72条との関係は非常に大きな問題であり、私自身は現在も必ずしもそのまま大きな問題はないんじゃないかという認識は持っているんですが、ただ、やはりかなり大きな問題ですので、ここの検討会で論点として挙げずに、どうも私が見た限りではこの論点には含まれていないようにも見たのですが、論点として挙げずに、そのまま議論するということがちょっと社会的に見ていかがかという感じもするものですから、その当否はともかくとして、やはり論点としては、ここは挙げておいた方がいいのではないかという印象を持っているということです。

以上です。

○伊藤座長 ただいま山本委員からの御発言で、第1点の裁判所とADRとの関係、具体的にいえば裁判所が一定の事件に関してADRに付するというような考え方について検討をする必要があるのではないかという問題、2番目の地方公共団体との連携といいますか、あるいは広報になるのかもしれませんが、という問題は、この整理(案)にも抽象的な形ではありますけれども、取り上げられておりますので、皆さん方も今の点を議論すること自体に関しては、余り御異論はないかと思えます。

第3点の認証要件との関係での弁護士の関与、これは直接的な形ではこの整理(案)に出てきておりません。恐らく類型としては、この3ページの3の認証ADRの基盤強化等の中にもし入れるとすれば入るんでしょうけれども、ただいま山本委員から説明がありましたように、従来から議論の対象であったことは間違いありません。ただ、それをどういう議論として集約できるかはともかくとして、検討の課題として取り上げるかどうかについては、皆様方の御意見を伺った上で決めたほうがよろしいかと思えますので、特に第3点目についての御意見を承ればと存じます。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 山本先生の言われた自動車PLの話は、ヒアリング結果概要の12ページの「その他」の中の一番最初の部分の記載だと思います。すなわち「認証要件を緩和し、多様性のあるADR機関ができるようにしてほしい。例えば、極論だが、法的解釈を行わないカウンセリング知識をベースとしたADRの場合、弁護士の関与を不要とするなど、ユニークなADRがもっと気軽に増えてもいいのではないか」という御発言なのですが、この「法的解釈を行わないカウンセリング知識をベースとしたADR」とは何であるのかが問題だと思います。ADR法1条及び3条からすると、ADR(裁判外紛争解決手続)は



「民事上の紛争」を「公正な第三者が関与して」「法による紛争の解決のための手続として」存在しているのですから、発言者の言う「法的解釈を行わないカウンセリング知識をベースとしたADR」はADR法に言う「ADR（裁判外紛争解決手続）」の定義に該当しないと思われます。

そのような法的に見て不正確な発言を契機として、法改正を論ずるのは好ましくないし、意味がないと思います。ただし、一般的議論として、論題として載せることは構わないと思います。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ。

○植垣委員 今、座長の方から弁護士関与の観点からの意見を求められたにもかかわらず、遊んでしまって申し訳ありません。先ほどの裁判所との連携というところで、事件を回す、あるいは勧奨するということがありました。ヒアリングでは余りそういう御意見はなかったと思いますし、裁判所に申し立てられた事件をADRに回す、あるいはADRに申し立てることを勧奨するということは、訴えを提起した人たちの認識ということをよく分からずに、この場で勧奨等について議論することにどれほどの意味があるか疑問であるという感じがします。裁判所での解決を期待して訴訟を提起した人が、裁判所から「ADRに行ったらどうですか」と言われたときの思いですとか、ADRで結果的に解決できなかったときの思いなどについても付度しなくてはいけないのではないかと思います。

○伊藤座長 分かりました。確かにヒアリングの中では、指摘がみられなかったようですが、以前から議論としてあったことは否定できないので、もちろん、植垣委員がおっしゃったように、それをどう考えるかということになると、これはいろいろ考え方が一致しないものではないかとは思いますが。山本委員、もし何か、今の点に補足していただけることがあれば。

○山本委員 植垣委員が言われることは誠にごもっともで、前回のADR検討会でも正にそのような議論が、取り分け裁判所から出られた委員からそういう御意見があったということは認識しています。ただ、前回の検討会では、その構想自体、私の認識では完全に否定されたというわけではなくて、当時はまだ認証ADRというのはできていなかったものから、そういうものが出来上がって、どの程度社会的な信頼を得られているかというようなことも考慮に入れて、もう一度将来考えてみようということで、将来への一種の宿題として残されていた事項ではないかというふうに認識していますから、もちろん現段階ではまだ時期尚早であるという御議論も十分あり得るというふうに私は認識しておりますが、そういったことも含めて御議論をいただければという趣旨で申し上げました。

○伊藤座長 どうぞ。

○道垣内委員 先ほどの御発言の中で、ヒアリングの中ではそれほどの意見はなかったという御発言の部分ですが、日本ADR協会の3ページに載っている提言の中には、先ほど山本委員にも触れていただきましたけれども、5番目のポツのところにございまして、これは一機関の意見というよりは、この背後には相当数の団体の方々が集まったワーキンググループがあり、また協会の中で意見を調整して出てきたものですので、相当数の声はあるということだけを申し上げたいと思います。

○伊藤座長 分かりました。私もその点をちょっと見落としておりまして、申し訳ありません

でした。ということですが、いかがでしょうか。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 すみません、今、山本先生から提案いただいた論点は、私が無知なんですけれども、全く想定をしておりませんでしたので、今まで累々と議論を重ねておられたというのは、今伺って、なるほどというふうに感心をさせていただいて、個人的な意見は、その論点になったときにさせていただくとしても、ただ、一つだけ気にしていますのは、これはいつまでにまとめるんですか。間に合いますか。そこだけです。いつごろまでにこの議論をまとめなくてはいけないのでしょうか。

○伊藤座長 今後の進行の目途について、事務局から今、現段階での何か考えがあればお話しください。

○鈴木参事官 まず、年内におきまして、各論点について委員の皆様から一定の御検討をいただいた結果、年度内に検討会としての取りまとめができるような進行を一応は予定しているということでございます。

○伊藤座長 そうしますと、あと多数回この会議が開けるといってわけではありませんけれども、しかし、全ての論点について十分な審議をする余裕はあるかと思えます。

それではいかがでしょうか。もちろん意見がまとまらないということもあり得ることですし、その場合には二つの考え方を併記するということになるかもしれませんが、従来からの問題でもありますので、裁判所とADRとの関係と申しますか、連携の在り方については、この検討会の中でも議論していただくということで御了解いただければと思います。

それから、元に戻りまして、認証要件としての弁護士の関与について、これはどうでしょうか、自動車製造責任センターからの意見は、確かに渡部委員からおっしゃるような、そのものを問題にするというのでもないようですが、しかしこれも一般的な問題とのつながりも否定できないかと思えますが、皆様方の御意見はいかがでしょうか。

○渡部委員 私も議論することはよろしいと思えます。

○伊藤座長 どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 同じことを言おうと思っておりました。これは論点整理ですので、まとまる見込みがなければ将来の課題という扱いもあり得ると思えます。ここで消えてしまうと、問題にならなかったという歴史が残ってしまうので、御議論があれば論点として取り上げるべきではないかと思えます。

○伊藤座長 分かりました。それでは、意見が集約できるのか、あるいはそれが無理で、議論の結果だけを残しておくということになるのか、そのあたりは皆様方の御審議の内容次第でございますけれども、弁護士の関与の在り方につきましても、この検討会での議論の対象として取り上げるということにいたしましょう。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ道垣内委員。

○道垣内委員 論点の中では、最後のページの4ページのウと書いてある守秘義務のところですけれども、どういうふうに限定されているのか、あるいは限定されていないのか、やや分かりにくい文章になっているように思います。「認証ADRは」と書いてありますが、前の方を見ますと認証ADRというのは認証された紛争解決手続のことを言っています。そうすると誰が負っているのかよく分からないのですが、機関とか、あるいは手続実施者

については、守秘義務というのでよろしいかと思えます。これに対して、当事者がその調停手続の中で得た相手方の意見、あるいは相手方から提出されたものを、後の訴訟なり、仲裁なりでどの程度使えるのか、使ってはいけないのか、そういったことについても議論すべきかと思えます。もしかすると、2ページの1のオの調停手続法といったものをもし制定すれば、そこに規定されるべきことかもしれません。あるいは民事訴訟法の中に規定すべきことかもしれません。どこが適当な場所なのかは分かりませんが、当事者がADRに関与するに当たって、言って大丈夫なのかどうかということの安心材料をもう少し提供するような仕組みといたしますか、ルールを明確化するということもあり得るのではないかと思います。それが入っているのであれば結構ですが・・・。

○伊藤座長 今の点について、鈴木参事官から何か説明はございますか。

○鈴木参事官 今、道垣内委員がおっしゃられたとおり、2ページのオのところ、一応その点は検討の対象になり得るというような、ちょっと書き方が明確ではないんですけども、御議論をいただくとすればこの部分で、今、御指摘のあった点を御議論いただくということになるかと思えます。

○道垣内委員 3のウは認証ADR機関、手続実施者の守秘義務という御趣旨でしょうか。

○鈴木参事官 そういう趣旨でございます。

○伊藤座長 それでは、内容的には、4ページのウにつきましては、これは手続実施者のことを言っているの、道垣内委員から御指摘のありました手続当事者の守秘義務は2ページのオの中で議論をするという趣旨で原案もできているようですので、そういう形で議論するようにいたします。

ほかにいかがでしょうか。そういたしましたら、もちろんそれぞれの項目についての細部の論点というのは、ここに書かれていないものというのも当然出てくるかと思えます。ただ、議論の大枠といたしますか、道筋といたしましては、ただいまの何人かの委員からの御指摘を踏まえて、必要な修正をした上で、この「論点整理(案)」に沿って、これからの議論を進めるということで御了解いただけますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

そこで、論点は多岐にわたっておりますけれども、先ほど丹野委員からの御質問がありましたように、審議の時間については一定の制約があるということですので、本日はまだ残り時間がございますので、早速本日各論部分の検討に入ることといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、論点の一つ目、「認証ADRの魅力を高めるための施策」についての検討をいただきたいと思えます。

そこでまず、事務局から、「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」について説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

お手元の資料3-1、論点1の「認証ADRの魅力を高めるための施策」の「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」と記載された資料を御覧ください。

四角で囲んであるところを御覧ください。ここで御議論いただきたいテーマといたしましては、認証ADRの魅力を高めるために、各事業者が専門性・特殊性を高めることが重要であり、そのため各事業者において、自らの専門性・特殊性を意識化・明確化することが

有用であるとの考え方についてどのように考えるのか、またそのための方策としてどのようなものが考えられるのかということでございます。

利用者が認証ADRを利用しようと考えている場合としては、当該ADRの専門性や得意分野、あるいは当該ADRならではの取扱い等の特殊性が利用者側のニーズに合致する場合が考えられるところであり、本検討会においても各事業者が専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるとの御意見をいただいているところでございます。

ヒアリングにおきましても、例えば、証券・金融商品、自動車製造物責任、医事問題など、特定分野に特化した認証ADRにおいて、高い専門性をいかした紛争解決が提供されている様子が確認されております。

また、医療機関における事故原因の解明を求めるなど、不定形な申立てを受理したり、休日時間外を含む長時間の期日の設定といった柔軟な取扱いの工夫をされている例も報告されておりますが、これらは取り扱う紛争の範囲に関わらない、当該認証ADRならではの特殊性であると言えます。このような専門性・特殊性といった、言わば当該ADRの強みの部分については、これを意識的に捉えて、様々な工夫をされている事業者の方々も多いと思われませんが、他方でこれまで余り意識してこなかった事業者におかれては、まずは自身の強みは何なのかということをお慮いただき、これを明確化していくことが有用ではないかということがここで挙げさせていただいた考え方でございます。

また、そのための具体的な方策の一つとしては、論点2のアとも関連してきますのですが、各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料、例えば表形式のものやパンフレット、便覧のようなものも考えられますが、このようなものを作成することとし、その過程において各事業者において再度この点をお考えいただくことも有用ではないかと考えているところでございます。

別紙は、このような資料として、例えばこのような項目を掲げてはいかがだろうかということで、取りあえずのたたき台として作成したものでございます。これは便覧のようなものをイメージした例となっておりますが、このようなイメージにとらわれず、あるいは全く異なる方策も含めて御議論いただければ幸いです。

御説明は以上となります。

○伊藤座長 それでは、ただいまの鈴木参事官からの説明に関しまして、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 この論点1のアに関しましては、非常によく考えていただいて、大変有難いなと思います。私は利用者側として発言をしたいと思うんですけども、利用者側にとりましては、全国にこれだけのADRがあって、それで、しかもそれが裁判とは違って、敷居の低い形で私たちの紛争解決をしてくれるというところに非常に意義があるんだけど、そもそもその存在を知りませんし、ましてやその役割、機能ということになると、なかなか浸透していないと。要は知らないということになるので、ヒアリングのときにも、売りは何ですかという質問をさせていただきましたが、必ずしも売りという言葉に対して、「ああ、うちはこうですよ」というふうにおっしゃる団体もあるけれども、「いや、そんなことは考えたこともない」と、「売りと言われても分かりません」というような御発言もあったりして、やっぱりそういう意味では門戸を開いて、こういうことをしているんだ

よと構えていらっしゃる以上、それに対して利用者が利用しやすい、魅力のある仕組みを作ることは非常に大事だと思っていますので、これが非常に大丈夫だろうと。ある意味、ADR機関の見える化、今はやりの言葉では「見える化」というんですけれども、「見える化」しなければと思っています。それが非常に有益なことだと思います。

ちなみに、加えて申し上げれば、資料の裏の別紙ですが、これが適切かという話は、今ここで深掘りするのはいかがかなと思っていますが、こういうものを作ることは、例えば国としても、認証ADR、かいけつサポートというものをバックアップする意味でも、こういうことをしていただくことは非常に意義のあることだと思っています。ただし、中身に関してはもう少しいろいろ検討したほうがよろしいような気がいたします。取りあえずの発言でございます。

○伊藤座長 いかがでしょうか。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 すみません、続けざまに申しわけありません。言い忘れたので、申し訳ありません。

別紙に解決事例うんぬんと書かれていますが、これは、私は、そのADRは何をやっているか、どんな結果が出るかということは、利用者側から見て非常に魅力を高めることだと思っています。結果の、概要で結構ですが、概要の公表をしていただきたいと思っています。そういう意味では既にここに解決事例と、多分それを意図していらっしゃるんだろうと思いますが、入っていることは大変助かると思います。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 この別紙のものというのも、一例として書かれているんでしょうけれども、これを法務省のホームページにも載せる方向なのでしょうか。例えば、毎年の報告書の中に載せるなど、そういうことはあり得るのですか。

○鈴木参事官 何らかの形でそういったことは考えているところでございます。

○伊藤座長 どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 しかし、その問題は2のアの話ではないでしょうか。ここはむしろ各機関が専門性なり、特殊性をどのように明確化していくのかということであり、その表し方はまた違う話ではないかと思えます。ホームページにするとしても、今から予想されますけれども、何かつままないホームページになりそうなので、若い人に作ってもらうとか、業者さんに丸投げした方がよほどいいものが作れるのではないかと思います。いずれにしても、それは、2のアの話ではないかと思えます。特殊性の点に戻りますと、特殊性をちゃんと明確化していけば、抜けている分野もはっきりするでしょうし、活性化といいますか、そういうところにニーズがあるんだということもまた分かってくると思いますので、私はいいことだと思います。

○伊藤座長 具体的なレイアウトなどは、しかるべく検討したほうがいいと思いますが、別紙で申しますと、先ほど解決事例については丹野委員からの積極的な御発言がありましたが、例えばもっとほかにこういう項目を盛り込んでアピールするべきではないかとか、ここでは当該ADRを特定する情報と取り扱う紛争の範囲、アピールポイント、解決事例、取扱件数などが列挙されていますが、もしこれ以外にも掲載を考えるべき情報があるのではな

いかとか、そういったこともございましたら御意見をいただければと思いますが。

どうぞ、渡部委員。

○**渡部委員** 法務省のページに掲げないのであれば、法務省の施策というのではなくて、ただ、頑張りなさいというだけの話なので、この場で議論するというのはどうなのかなと思います。要するにADRの中には、金融ADRの指定紛争解決機関のように、財政上の基盤がしっかりしているところばかりじゃなくて、余りないところもあるので、それを法務省の施策として広報の応援するのはどうなのかという意味であれば、この場で議論する意味があると思うのですけれども、ただ、皆さん広報を頑張りなさいという話だけであれば、ここで議論する必要はないと思います。

○**伊藤座長** どうぞ、藤井委員、お願いします。

○**藤井委員** これはむしろ専門性・特殊性の意識化・明確化という論点ではなくて、むしろ広報の問題かなと思います。この別紙にあるような取扱分野あるいはアピールポイント等と、もう一つは費用の問題というのが利用者にとっては結構関心事で、例えば私も弁護士会の仲裁センターの仲裁人をやっていますけれども、弁護士会によって違いますが、仲裁センターでは、期日日当というのが1万円で、これは申立人から5,000円をもらって、相手方からも5,000円もらうという、そんなやり方をやっていたりするんです。そういう費用の問題が結構利用者にとっては関心事で、例えばヒアリングをした札幌司法書士会のADR機関では、27年3月まで無料でやりますというような御報告もありましたので、費用関係がどうなっているのか。成約した場合にどんな手数料を取られるのか、取られないのか。これも機関によって大分まちまちだと思いますので、そういうことをむしろ広報問題だと思いますが、データとしては結構大事なのかなと、こんな印象があります。

○**伊藤座長** 確かに利用者にとっての関心があるという意味では、間違いなく重要な情報ですよ。

どうぞ、山本委員。

○**山本委員** 先ほどの渡部委員の御指摘は誠にごもっともなところがあって、これは広報の問題はさて置くとして、この論点で取り上げられている専門性・特殊性の意識化・明確化というのは、ある意味、各事業者が本来であれば当然やっているべきことというのか、普通の商売をやっている以上、まず自分のアピールポイントがどこかということをはっきりと、それを広報宣伝していくというのは、マーケティングの恐らく基礎中の基礎であって、事業をやっている以上は、当然それをやっているべきであるということ。恐らくここで議論する必要はないんじゃないかという、そういう趣旨だと思うんですが、ただ、私はここでこれを議論しなきゃいけないことこそが日本のADRがはらんでいる最大の問題ではないかというふうに思っているところです。やはり先ほど丹野委員からの御指摘もありましたけれども、必ずしも事業者自身でそれを十分認識していないところもまだあると。あるいはそれを認識する必要性すら認識していないような事業者も、私は少なからず現状においてはあるのではないかという印象を持ってまして、まずこういうことをやるのが大切ですよという、これはややパターナリスティックなことなのかもしれないという気は確かにするのですけれども、ただ、やはり日本のADRの現状を前提とすれば、私はこれが必要なことであり、有用なことであるというふうに認識をしているということで、ここで議論する意味もあるのではないかというふうに思っています。

○伊藤座長 そうですね。そういうことだと思いますね。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 機関として自分で公表すべきことと、これは公表しなさいと外から言われることがあり得ると思います。後者のうち、取扱件数は利用者にとっては非常に重要な情報だと思います。過去3年でいいのか、5年なのか分かりませんが、また、三つの異なる分野についてADRを提供しているのであれば、そこは分けて書いてもらわないと困りますが、取扱件数を公表すべきだと思います。病院を選ぶときに、この病気の手術をこれまで何件したことがあるのかという情報と同じで、年間ゼロですとか、3年前に1件だけありましたみたいな病院には、余り行きたくないわけですよね。かいけつサポートのホームページに掲載されている情報かどうかは確認しておりませんが、専門性をうたうことと、それを裏付けるか裏付けないかは取扱件数次第ですが、この取扱件数という情報は重要であると思います。これは、私は、一般の人が知りたい情報だと思います。

○伊藤座長 なるほど。そうですね。確かにおっしゃるように、ある機関にとってこれだけの件数をやっているというので、アピールしたい情報かもしれませんが、逆に、余り実績が上がっていない時期には、余り出したくないようなものである場合もあるのかもしれないですね。ここでそれを議論していただく意味は、そういう意味でもあるかもしれませんね。ヒアリングのときにもいろいろな事情はあるにせよ、この数年で余り件数が見られないというような事業者の例もあったように思いますので。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 各種のADR機関が、私の機関はこれが売りですよ、専門性はこうですよ、あつせん委員もこういう方々を準備しておりますよというのは、もちろん必要であり、有用であるんだけど、一番大事なのは、そういう情報を利用者が知っているということだと思うんです。どんなに自分のところはこういう専門性があるんですよと、意識し、かつ実際にそうだとすると、利用者がそういう情報を理解し、なるほどと思って利用しなければいけない。ADR機関自体が孤高を保っていたら、何にも役に立たないということで、じゃそういう情報がどうやったら利用しようという方々に提供できるのだろうか。先ほどの法務省のホームページというお話もあって、それも一つだと思うんですが、例えば、法テラスは情報提供業務というのを法律に従ってやっております。23年度で仙台にあるコールセンターの情報提供、それから全国50か所の地方事務所でもやっておりますので、これをトータルすると53万8,297件ぐらいを年間でやっているんですね。その法テラスの中のデータベース、特にADR機関の、例えば費用はどうなるのかと、そういう点も含めて、データベースというか、情報をより精密にして適切な情報提供をしようというようなこともちょっと議論させていただいています。法務省もそうだろうし、法テラスもそうだろうし、あるいは自治体なんかも活用して、その情報を関係機関と連携しながら発信していく、その発信の方策というのが結構大事なのかなと、こんな感じがいたします。

○伊藤座長 分かりました。おっしゃるとおりですね。

どうぞ。

○森委員 私は山本先生のおっしゃることはそのとおりだなというふうに思っていて、広報の観点から別紙のことは大事だと思うんですが、意識化・明確化をするということが必ずしもできていないとすると、この別紙を出すことの意味も余り分からないというか、別

紙は出して終わりになってしまうんじゃないかなと。自分の機関が他と比較して、あれこれ足りないんじゃないかなと認識してもらうことが大事だと思うんですね。そういう意味でも、ここの議論というのは、この提言というのは、意識化・明確化をきちんとしてほしいということを声高に訴えるべきじゃないかなというふうに思っています、そういうことが必要なんじゃないかなと。その上で広報も含めて別紙のような存在が必要なんじゃないかなと。その別紙を見て、自分たちのいる位置を確認して、再度そこから再スタートを切ってほしいというようなことに使ってほしいというようなことを提言していったらいいんじゃないかなというふうに思っています。

○伊藤座長 そういたしますと、今までの御意見を伺っていますと、専門性、あるいは得意分野をどのように利用者に対して示して、利用を促していくかとは、本来はそれぞれの事業者の責任であり、役割であるということでしょうけれども、ただ、現実を見ると、必ずしも全てがそういう状況になると期待できるわけでもない、そうであれば、別紙に幾つか御指摘がありましたような情報を記載し、それを何らかの形で発信していくように事業者を促すということが、我が国におけるADRのより一層の成長にとって望まれる。皆さんの御意見を伺っていますと、そういうような形になりますでしょうか。

それでは、また適宜の機会に戻ることは当然ありますけれども、一応先に進むことにいたしまして、続いて、「イ 認証ADRのさらなる拡充」の項目について、事務局からの説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 続きまして、資料3-2を御覧ください。

論点1のイは、認証ADRのさらなる拡充という点でございます。ここに記載をしておりますとおり、これまで様々な分野の紛争を取り扱う多数の認証ADRが誕生しておりますが、他方で、いまだ認証ADRが存在しない業種も多数あり、また、特にいわゆる業界型を中心として、首都圏等一部地域にしか存在しないという状況がございます。そこで認証ADRの魅力を高めていくために、現在、認証ADRが存在しない業種や地域等への働き掛け等を積極的に行うことも考えられますが、これについてどのように考えるのかということで、ここで御議論いただきたい事項でございます。

私からの説明は以上です。

○伊藤座長 よろしいですか。事業の種類の間でも、地域の間でも、いまだ十分とは言えないという見方もできるかと思えます。そこで、ここには取り扱う紛争の範囲として、現に事業者が行っているものが掲げられていますけれども、こういったものに加えて、例えばこういった事業についてはADRの手続が設けられることが国民の期待に添うものになるのではないかなという御指摘もあろうかと思えますので、この点についても自由に御意見等をいただければと存じます。

どうぞ、植垣委員。

○植垣委員 この働き掛けを行うことという文章は、主体は誰か、誰が働き掛けを行うということが前提の文章なのか、ちょっと分からないので教えていただければ有り難いのですが。

○伊藤座長 鈴木参事官、よろしくどうぞ。

○鈴木参事官 いろいろ考えられるところですが、取りあえず法務省の方でもそのあたりをしていくようなことも考えているところでございます。

○伊藤座長 現実にはどういう行動をするかということはなかなかそう簡単には決まらないかと



と思いますが、一つの方向性として、法務省としてもそういうことは考えられるということですね。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 私はスポーツ仲裁機構を運営しているものですから、その経験から申しますと、文部科学省がスポーツに関する紛争についての普及啓発活動といった事業を持っていて、そこに予算を付けて、それをやってくれる機関を公募して、我々がそこに応募して、競争相手がある年もあるんですけども、落札をすれば、その費用で、例えば国体に行つて、ブースを出してパンフレットを配るとか、そういう活動を実際やっております。旗を作ったりもしています。

同じようなことは、法務省でもあり得るのではないのでしょうか。こういうことをするにはお金が必要ですけども、法務省自体がされるのか、あるいはそれにふさわしいところにしてもらうのか、いずれにしてもあり得る施策ではないかと思ひます、ここに挙がっているところのほかにも、例えば自分の生活を考へてトラブルが起こりそうなところというところ、交通機関、電車とか、タクシーとか、飛行機とかでのトラブルについても定型的な多分紛争だと思ひるので、それは第三者を入れてさっさと片付けた方がお互いのためだろうと思ひます。あるいはホテルに泊まった場合のトラブルとか、幾つか典型例はありそうなので、そういうところには多分業界団体があるので、そういうところに御説明をするか、あるいは来ていただいて説明会を開くとか、いろいろな方法があり得るとは思ひます。先ほどの専門性を特定するとはっきり見えてくる隙間を埋めていけば、どれほどの人のメリットになるかは一概には言えませんが、少なくとも泣き寝入りはしなくて済む人が少しは増えるかもしれませんし、訴えを起こして、その途中で和解をするという手間が、その前の段階でさばければ、裁判所としてもよろしいんじゃないかと思ひます。

○伊藤座長 どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 私は国民生活センターに勤務をしております、国民生活センターというのは全国に今1,600か所以上あります消費生活センター等と連携関係を持って、消費生活センターというのは自治体が設けている消費者相談の窓口でございます、それが全国に1,600か所以上あって、相談員が3,300人ぐらいいるんですけども、そういうところでいわゆる消費者紛争、事業者対消費者、B to Cの紛争について消費者から相談を受けて、解決すべきものを解決するという業務を自治体の予算で行っております。ただ、そうは言ひましても、B to Cじゃないトラブルもたくさんございます。C to Cのトラブルもたくさんあり、B to Bのトラブルもたくさんある。それから、また消費生活センターでは、やっぱり力が及ばず事業者さんが言うことを聞いていただけないというトラブルもございます。

ですから、そういう意味ではADRの存在意義というのは非常にあるんだと思ひます。消費生活センターは、底辺の部分、全国で、一時は100万件超の相談を受け、このごろ少なくなつて85万件の相談を受けているので、底辺にはいっぱい紛争の種みたいなのがあって、それに対して、消費生活センターが、法テラスさんもそうでしょうが、解決をしているけれども、それでは解決できないものもたくさんあるという実態の中でいへば、やっぱり地域のラインナップといいますか、そういうADRが遠くにあつても、とてもいい、あそこで医事紛争を解決してくれるんだけれども、だからといって、どこか遠くからはな

かなか行けないというような事情を考えれば、やっぱり地域のラインナップをそろえるというのは理想ではあります。なかなか困難だとは思いますが、それでもやっぱり非常に目指すべき方向なのかなというふうに考えております。

○伊藤座長 なるほど。丹野委員の御発言で、消費生活センターは少なくとも消費者が一方当事者であれば、いろいろな種類の紛争の解決に当たることはできるんだけど、やっぱりそこには一つの限界があるということですね。

○丹野委員 認めたくないですけどね。

○伊藤座長 いやいや、それは当然のことで、仮に消費生活センターが現実に取り扱っているようなものの中でも、もし事業者が主体になってADRのようなものがあれば、消費生活センターからそちらへ回すとか、あるいは直接そちらへ行くということもあり得るでしょうけれども、より国民の権利救済に資するような仕組みができるのではないかと、またそういう業種も幾つかまだ残されているというか、存在しているのではないかと、そういうことですかね。

○丹野委員 はい。やっぱり消費生活センターというのは行政型ADRの本当に原型みたいなものでございまして、そこで相談員がいて、両方の話を聞いて、あっせんをするという行為をしていますので、そういう意味ではそこで解決できるものはあるんですけども、やはり先ほど申し上げたように、なかなか難しいものがたくさんございます。そういうものは行き場がなくて、その次にジャンプアップして、いきなり裁判というのは難しいので、やっぱりADRの存在意義というのは非常に高いのではないかと考えていますし、それから、消費者の方のお声を直接伺っている限りでは、裁判というのは非常にハードルが高いというふうに皆さんおっしゃいますので、ADRのことを知っていればADRに行くとか、それから消費生活センターの相談員はいろいろなADRの存在を必ずしも知りませんので、知っているところと知らないところとのばらつきがあります。さっきの魅力の話じゃありませんけれども。そういう意味ではそこをうまく広報の活動の中に生かしていければ、もっと利用促進をする潜在的ニーズはあるんだろうと思います。ただし、そうは言っても、近くにないとなかなか難しいという話でございます。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 消費生活センターとの関係でいえば、今、東京都の消費生活センターから東京三会のほうに提携のお話が来ておまして、要するに、今、丹野委員が言われたように、C to Bだけじゃなくて、B to Bが来てしまう。医療の場合はちょっと専門性がありますので、消費生活センターでは少し重い案件や複雑なデリバティブなど金融関係など、ともかく何でも来てしまうのが消費生活センターです。そうすると、消費生活センターは本来的にはC to Bの問題を解決するところですから、消費生活センターとしても専門性のあるところにやはり回したいというところがありまして、提携のお話が来ているという状態です。東京三会の仲裁センター・紛争解決センターは非認証ですので、認証ADRとは違いますけれども、一定の分野には、そのような需要が存在するということです。このことは、需要のある分野にはやっぱりADRが必要だということを示しております。需要のある空白地帯の分野にADRを作るべきだというのはそのとおりであると思います。

○伊藤座長 そうですね。先ほど道垣内委員からは具体例が幾つか挙げられましたが、ほかに現在存在していないけれども、こういうものがあれば、より紛争解決、権利救済に資する

のではないかというような領域というのは、どんなものがあるんですかね。

どうぞ。

○道垣内委員 発想の仕方ですけれども、権利救済は恐らく10%以下で、ほとんどは納得と  
いいますか、頭を冷やせば分かる話が多いと思います。そういうクーリング・ダウンのため  
の仕組みだと考えれば、たくさんあり得るんじゃないかと思います。私が申し上げた交  
通機関とか、ホテルとか、それはお客さんが無理を言っていることが相当あると思うので、  
ADRの売り込みの仕方といいますか、そこは説明の仕方ではないかと思います。権利救  
済というと何か非常に面倒くさい話のような気がするので、トラブルがこじれないよう  
にすることが、トラブルはしかしたくさんある、そういった分野は、私は今すぐには思いつ  
きませんけれども、まだまだあるだろうと思います。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 私も具体的な事業とか、このあたりがというのを思い付くわけではないんですけ  
れども、発想としてはやっぱりそういう各業界の状況とか、どういうところで紛争が起き  
ているかというのを認識しているのは、その業界には恐らくそれを管轄する官庁があると  
思いますので、その官庁の中でそういう認識というのがあるのではないかと。それで、A  
DRというのを思い浮かべれば、思い浮かべる官庁もあると思うんですが、その場合に  
は何か自分たちのところで作ろうとかという、いろいろなことをやっておられることは伺  
うわけですけれども、必ずしも十分そういう認識がないところもあるのではないかという  
気がいたしまして、先ほど、働き掛けの主語が誰かという、法務省というふうに、法務省  
が第一義的にやっていただくことは是非必要だと思うのですが、そういうほかの官庁も巻  
き込んだ形で、いろいろな業界を考えたときに、空白地帯というのがどこにあるのか、そ  
こを埋める必要性があるのかということを検討していただきたいというふうに思います。

それから、地域の問題も、丹野委員が言われたとおり、そのとおりで、これは私が最初に  
申し上げたこととも関係するんですが、地方公共団体との関係というのも考えていただ  
ければというふうに思っていて、その地域にどのような紛争解決のニーズがあるの  
か、これはそれぞれのところで、先ほど申し上げたように、市町村で法律相談とかもやっ  
ておられます。もちろん消費生活センターもありますので、そういうようなニーズはそれ  
ぞれの地方公共団体が一番把握しているんじゃないかというふうに思いますので、そうい  
うところと連携をして、全てのところに何か個別のADR、例えば医事のADRを全国全  
ての都道府県に作るというようなことは、理想的ではあっても、やっぱりなかなか難  
しいのだらうというふうには思うんですけれども、それはいろいろな提携の仕方、先ほど渡部  
先生が言われたように、弁護士会との提携とかということも考えられますし、いろい  
ろなやり方があり得ると思いますので、まずはどういうニーズがあるのかということ  
を把握して、それに対応していただくということの中心として法務省が頑張っ  
ていただきたいなというのが私の思いです。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 これは、なかなか難しいです。ここでもずっと議論があるように、ADRの運  
営にはお金がかかるのです。ADRをやっている人たちは、最初のうちは情熱でやるわけ  
ですけれども、赤字になるのは間違いないので、そうすると法務省からお金が出ないとい  
うことはもう間違いないだろうから、他の省庁から予算が出るようなADRを作るときに、

一緒に法務省がコラボして、その認証をするというのが一番財政基盤もしっかりしてやれるのかなと少し前から思っていました。そういうのが今一番理想的だろうなと思っていました。行政目的は、他省庁はいろいろありますので、それがあったときに法務省と一緒にコラボして、認証をして、ADRを作ってしまうというのが一番うまくいくパターンかなと思います。これは結局非認証でADRを作ってしまったのですが、「地デジADR」というのがありました。これは総務省の予算で、地デジの関係でビル影の障害の紛争についてADRをやるという設計でした。そのときに議論があったのは、法務省の認証を取るかどうかということでした。しかし、補正予算で、このADRを作ることになったものですから、すぐに作らなければならないので、認証を受けている時間はないということになりました。しかしながら、最初から政策目的があって、何らかのADRを作らなければならないということがあれば、一緒に法務省とコラボして、予算は他省庁から出てきて、認証だけは法務省から出してもらってやるというのも一つやり方としてあるのではないかと思っていました。そうすると様々な分野において大きなADRを作れるのかなと、少し前から考えておりました。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 先ほど発言するのを忘れましたが、経済産業省との関係という点とあれなんですけれども、この業界、ADRということを考えるときに、数年前にISOの規格というのが、ISO10003という、ISO1万シリーズと言われているもの、紛争解決関係の規格ですけれども、10003というのでADRの規格を作って、それを2年ぐらい前にJIS化して、今JISQ10003という規格が一応できているのですけれども、それはなかなか浸透してないという状況にあって、ISO9000とか、13000とかの品質規格とか、環境関係の規格というのは非常によく知れ渡っていて、また採用もされているのですが、この紛争解決というのは必ずしも十分に浸透はしていないようなのですけれども、やはりその規格の中ではそういう紛争解決というのも品質のクオリティを確保するということの延長線上にあるんだと、顧客満足というものの一つの形としてそういうものがあるんだと。だから、事業者としてはこれを積極的にその点を考えていかなければならないのだというポリシーの下にできている、そういう国際的なコンセンサスの下にできている規格ですので、恐らく経済産業省ももう少し積極的にそれを浸透させていこうということを考えておられるんじゃないかと思しますので、その業界に働き掛けるという場合には、そういうことも含めてこういうのが国際的な潮流なのだと、商売をするときには後始末まで考えなきゃいけないんだということだと思うんですけれども、そういう業界というか、業者自体の社会的責任みたいなところからアプローチしていくということが考えられるのではないかなというふうに思っています。

○伊藤座長 どうぞ、林委員。

○林委員 私も理念としては全くこのとおりだと思っています。ただ、今いろいろ御発言がありましたとおり、なかなか実行が難しいところかなと。どういうふうやっていくのかなというところが問題かなと思っていて、例えば業界型でいいますと、既にこの法律ができる前から相談とか、あっせんに近いことをやっている中でこの認証という制度ができて、それを取り入れましたという、比較的スムーズにやってきているところが多いと思うんですが、そういうふうになっていない、その隙間というのは、じゃ何でなってい

ないのかと。もともとそういう機構がないということもあり得ると思いますし、ないのだとすると、さっきおっしゃったように、財政的な基盤とかも含めて何か援助するような後押しがないと、なかなか新たな機関をつくって、しかもいきなりADRまでいってしまうということがなかなか難しいんじゃないかなということもちょっと思っておりますのと、あと今回ヒアリングをさせていただいた機関は比較的取扱件数も多くて、割と頑張っているところとか、積極的にやっていたところが多いと思うんですが、中にはほとんど機能していませんというようなところもあるように統計データ的には見受けられますので、そういったところの掘り起こしとか、受皿として何か利用することも含めて、これは業界型ではそのような受皿になるべきところがそもそもなければなかなか難しいと思うんですが、そういうことについても考えてみる必要があるのかなということも思ったりした次第です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

皆さんの御意見を伺っていると、ADRの視点から見たときに、未開拓の領域が存在する、そこで、それを厳密な意味での権利救済に限らず、極端な場合には、感情的な対立であるとか、気持ちの行き違いとか、そういったことも紛争の一つの類型として考えれば、適切な形で市民や事業者がアクセスできるADR機関が存在しない領域があるのではないかと、それについて積極的に働き掛けを行っていく必要があるというあたりについては、共通の認識が皆様方の間にあるように受け止めました。じゃどういう領域があり、またそれをどういう形でADRの事業者として構想することが考えられるかというあたりについては、今日の御意見を伺っている限り、特に業界団体があるようなものについては、それについての関係官庁というんでしょうか、そういう立場にある官庁などを通じて、そのような業界における潜在的な紛争などを把握した上で、法務省が所管する認証ADRとどういう形で連携をして、権利救済というよりは、紛争解決の実効性を上げるための精度を構築するのが望ましいかを検討する。こういったことになるように、皆様方の御意見を伺って感じた次第です。

いかがでしょうか。ほかにもし御発言があれば、どうぞおっしゃってください。まだ予定の時間には大分余裕がありますが、先ほど私が皆様方の御意見を伺っていた印象を口頭で申しましたけれども、それが大きく皆様方の御意見とずれていないということであれば、一応そういう方向で今回は議論がなされたことを確認させていただいて、また今日の、特に業界やあるいはそれに関係する官庁がどういう情報を把握しているのかというようなことは、また適宜事務局に調査していただいて、必要な折に議論をしたいと思いますが、本日の段階ではこの程度でよろしゅうございましょうか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 認証ADR、認証を取らないADRというのも現に存在するので、認証ADRに限定するのがいいかどうかは分かりませんが、拡充方策として、業種過疎、それから地域過疎をなくすべきだというのが今の論点だと思います。それはそのとおりだろうと、どこでも誰でも使えるようなADRというのが大事なので、それはそのとおりなんだけれども、全国組織を作りなさい、仮にそういうことを言う場合には、当然に財政的裏付けをどうするのか。先ほども御議論がありましたが、人を確保する、場所を確保する、お金は誰が出してくれるのかという問題、つまり財政基盤の拡充ですか、充実というのも別の論点であり

ますので、お金の問題をどうするのかということと関連付けないと、なかなか難しいのかなと思います。お金を仮に公的資金で出す、援助するということになる、これは別の論点ですけれども、管理監督が強くなって、ADRの柔軟性とか、逆に損なわれるのではないかという問題ともつながっていくと思うんです。地域過疎をなくすため、いろいろなADR機関があるんですけども、地域事務所を作りなさい、支店を作りなさいと言っても、それは簡単にはできないので、既存の全国組織、例えば法務局とか、弁護士会、これは全国に52の団体があります。司法書士会も全国に単位会がありますし、あるいは法テラスも50の地方事務所を持って、出張所も持っている、既存の全国組織との連携とか、何かまだいい知恵はないんですけども、そういうことを考えて、その地域過疎をなくしていくというような発想も必要なのかなと、こんなふうに思います。

○伊藤座長 分かりました。そうですね、地域の問題、藤井委員のお言葉ですと地域過疎の問題に関しては、今おっしゃられたようなことを検討しなければならないかと思います。

それでは、本日の議論はこの程度にいたしまして、次回は先ほどの論点整理（案）で申しますと、1の「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」、1の「エ 手続実施者等の質の向上」、2の「ア 相談機関等との連携、広報」、2の「イ 法律扶助の活用」を検討することといたしたいと思いますが、法律扶助の活用の検討につきましては、先ほど藤井委員からお申し出がありましたような形で御意見をいただいて、その上で議論をしたいと思います。藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員 こちらこそ。

○伊藤座長 ほかに何かございますか。あるいは事務局から何か発言がございましたらお願いいたします。

○鈴木参事官 先ほど山本委員からも御指摘がありました付調停の関係ですとか、それから次回予定されております手続実施者等の質の向上等のテーマに入っていく関係もございまして、司法型ADRの実情を伺うことも有用ではないかというふうに考えております。そこで裁判所の調停部の実情を植垣委員から伺うこととしてはいかがでしょうか。

○伊藤座長 植垣委員、いかがでしょうか。御協力いただけますか。

○植垣委員 仮に話をするとすると、どれぐらいの時間でということになりますでしょうか。

○鈴木参事官 10分ですとか、その程度で。

○植垣委員 全国的なことを調べるというのは大変ですので、私の関与している限りということでもよろしいのでしょうか。

○伊藤座長 結構だと思います。

○植垣委員 分かりました。

○伊藤座長 よろしゅうございますか、それでは御負担をお願いすることになるかと思いますが、ただいまの植垣委員からの話、それから藤井委員からの法律扶助の関係につきましては、次回の会議でお話を伺いたいと思います。

そのほか、何か皆様方で特に御発言がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の検討会、これで終了にいたしたいと存じます。

次回は第7回になりますが、10月22日火曜日午前10時から、場所は地下1階の小会議室で行いたいと思いますので、御多忙のところ恐縮ですけれども、よろしくお願い申し

上げます。本日は活発な御意見をありがとうございました。

—了—